

原則4 指導要領（特活第3の2）

。学級会活動、クラブ活動及び学級指導のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学級の実態を考慮して適切に定めるものとする。

原財5 純財7の(3)

「特別活動のうち生徒会活動及び学校行事の授業については、それらの内容に応じ、年間、学期ごとに月ごとなどに適切な授業時数を配当するようにしてこと。」※これに関する中学校指導書（特活編）の内容は省略。

(三) 特別活動と他の教育活動との関連

特別活動は、その教育活動としての特質から、各教科や道徳と直接あるいは間接に種々の関連を持つてゐる。したがつて、特別活動の目標を達成し、ひいては学校の教育目標をよりよく実現するためには他領域との関連を十分理解して指導することが大切である。

各教科との関連

① 日常の各教科の学習で習得された様々な知識や技能が、特別活動の実践の中で生かされること。

② 特別活動と各教科の学習指導とは具体的な内容において関連がある。

③ 学習態度や集団生活における人間関係について密接な関連がある。

① 2 道徳との関連

道徳との関連



(四) 評価と改善

評価については「指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること」(小学校総則8の(4)、中学校総則9の(6))と示されている。このことは、指導計画の作成、計画に基づく展開、展開の反省という一連の流れのある段階での評価の必要性を明示しているといえる。

のため、平素から種々の集団活動の場面の実態、個々の児童生徒の活動や発達の状況などの把握に努め、それらについての教師間の連絡を密にして評価を適正に行うことが必要である。

特別活動の評価は、これらその他に、次の四つの対象についても取り上げていく必要がある。

ア 指導計画の評価 イ 指導方法の評価

ウ 個々の児童生徒の発達の評価

二 児童生徒の集団の発達の評価

これらは、特別活動の全般にわたって評価する必要があるが、更に三つの内容【児童（生徒）活動・学校行事・学級指導】別に分析して評価することから始まり、これらが更に、特別活動全体としての評価に統合され、究極的にはこの結果が各内容の活動の場面における指導に生かされるというようくスペイ럴に繰り返されることに留意する必要がある。

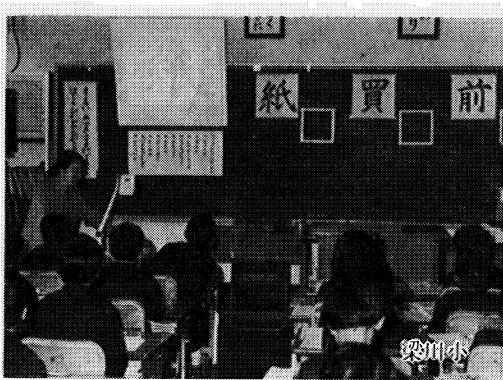
次に二つの評価の観点を挙げてみる。

1 全体の目標達成の観点

特別活動には、三つの内容の有機的関連の上に立って実施されるための全体計画があり、それぞれの備えるべき条件が、そのまま全体計画を評価、改善する観点となる。

2 内容」との目標達成の観点

2 内容」との目標達成の観点



中心に集約し、それらに基づく的確な評価を行うことという手順である。こ

中心に集約し、それらに基づく的確な評価を行うことという手順である。こ